

計画編 北本市環境基本計画



第1章 北本市環境基本計画が果たす役割

- 1 環境基本計画の役割
- 2 協働の環境づくりに向けて
- 3 計画の推進・進行管理に向けて
- 4 計画の構成

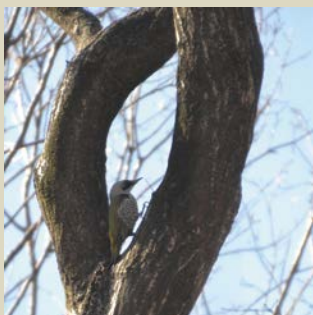
第2章 計画がめざしていく環境の姿

- 1 『望ましい環境像』の実現に向けて
- 2 環境像実現に向けた目標と重点取り組み

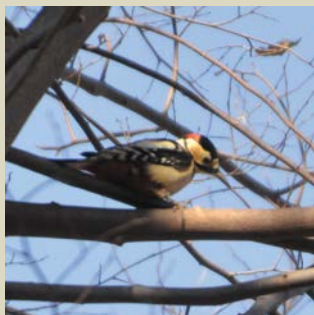
第3章 計画で進めていくこと

- 1 望ましい環境像に向けた取り組み(取り組みの体系)
- 2 重点的取り組み(協働プロジェクト)の展開
協働プロジェクトⅠ
雑木林・緑 いきいきプロジェクト
協働プロジェクトⅡ
ごみ減量・4R もったいないプロジェクト
協働プロジェクトⅢ
省エネ・創エネ エコライフプロジェクト
協働プロジェクトⅣ
きたもと環境の環プロジェクト

第4章 北本市の取り組み



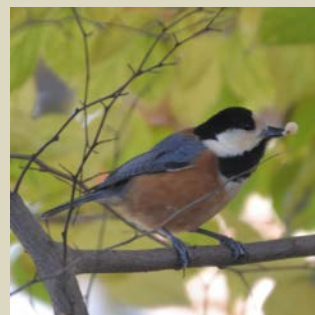
野鳥
アオゲラ



野鳥
アカゲラ



野鳥
コゲラ



野鳥
ヤマガラ

第1章 北本市環境基本計画が果たす役割

1 環境基本計画の役割

【計画の役割と位置づけ】

環境基本計画は、北本市環境基本条例第11条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

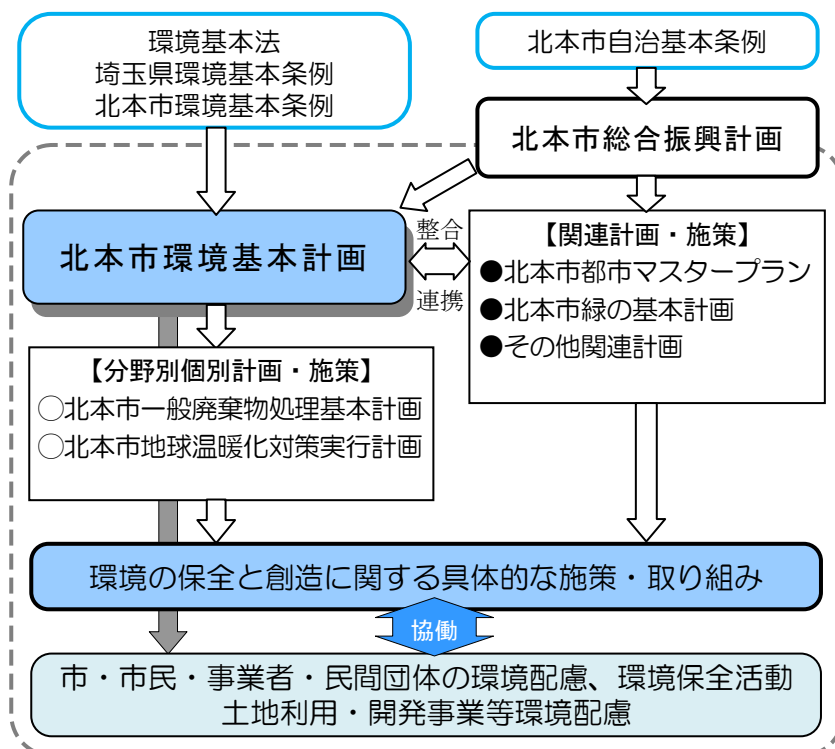
環境基本計画は、北本市の環境行政の基本となるもので、北本市総合振興計画の環境面について、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に進めていきます。そのため、次のような役割を果たしていくものとします。

- (1) 環境の保全と創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱を明らかにします。
- (2) 環境の保全と創造に関する施策とその総合的・計画的な推進を図るために必要な事項を明らかにし、環境分野に係る個別計画及び北本市都市マスタープランなどの諸計画と連携し、効果的に進めていきます。
- (3) 北本市環境基本条例で定められた、市・市民・事業者・民間団体それぞれの責務に基づき、環境負荷の低減に向けたそれぞれの取り組み及び協働による環境の保全と創造に関する取り組みを明らかにし、推進します。
- (4) 環境の保全と創造に関連する諸施策の実施状況や到達水準を明らかにするなど環境基本計画の進行管理の体系を示します。

環境基本計画は、環境の保全と創造に関する最も基本となる計画です。一方、北本市のまちづくりを進めるために、北本市総合振興計画を中心に、北本市都市マスタープラン・北本市緑の基本計画をはじめとする基本構想や基本計画があります。これらの計画の見直しや策定をはじめ、市が行うすべての施策の策定や実施にあたっては、環境基本計画との整合を図ります。

また、北本市が実施する市街地整備や施設整備に際しては、計画立案などの早い段階から、本計画が掲げられる環境の保全と創造に関する目標の実現に向けた環境配慮の実施と対策を図っていきます。開発等事業者には、本計画に基づく自主的な環境配慮と対策の実施をお願いしていきます。

■他の計画や具体的な施策などとの関係



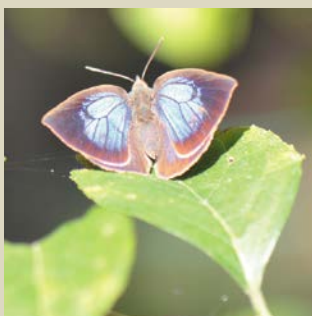
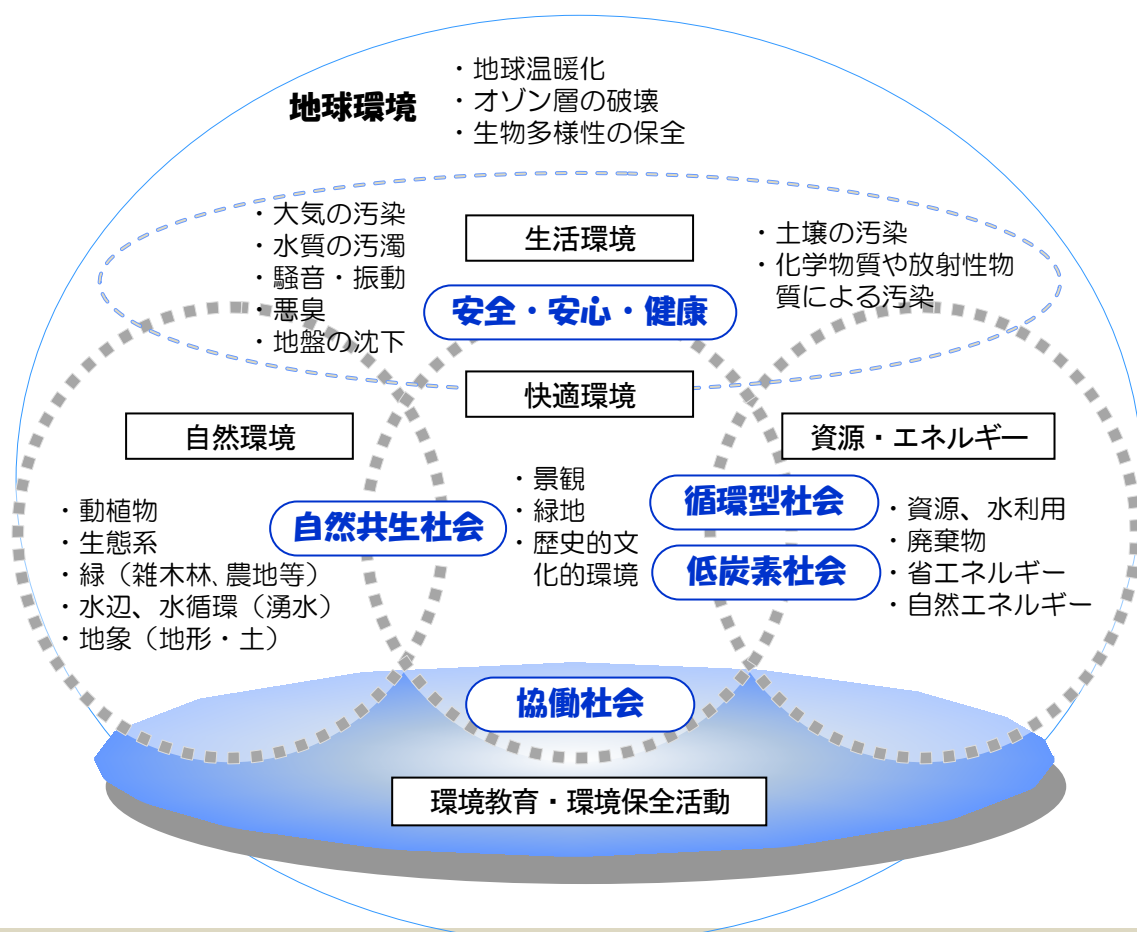


【計画の期間】

環境基本計画の計画期間は、平成 28 年（2016）度から平成 37 年（2025）度までの 10 年間とします。なお、社会情勢や環境が大きく変化した際には必要に応じて見直していくものとします。

【対象とする範囲】

環境基本計画の対象とする環境の範囲は、次のとおりです。



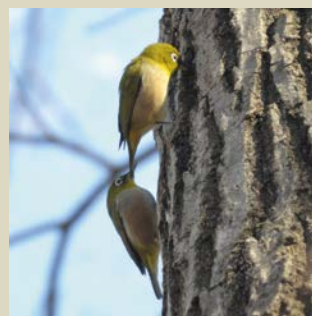
昆虫
ムラサキシジミ（成虫）



植物
シュンラン（花）



植物
タチツボスミレ(花)

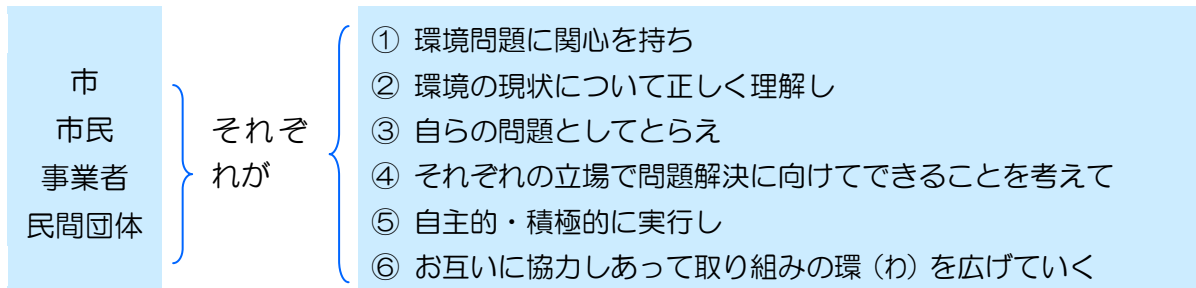


野鳥
メジロ

2 協働の環境づくりに向けて ～市・市民・事業者・民間団体の責務と役割～

都市・生活型公害や廃棄物、地球温暖化など、近年の環境問題はその多くが私たちの日常生活や事業活動に原因があるため、解決への取り組みは複雑化しており、環境問題は市や県などの取り組みだけでは対応できません。

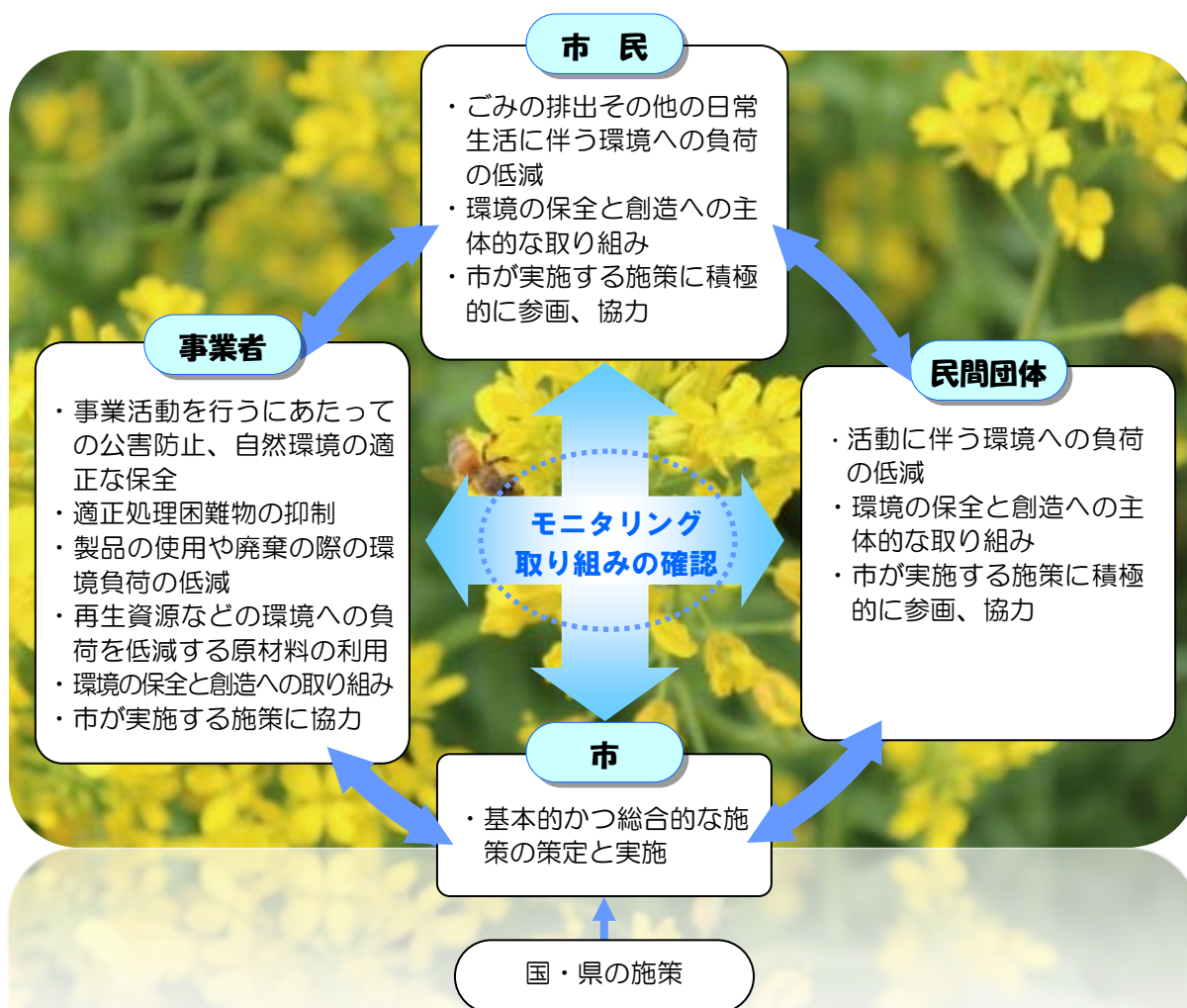
市が率先して環境の保全・創造や環境負荷低減などのための取り組みを行うことはもちろん、



ことによって、環境意識の高いまちを目指し、実践していかなければなりません。

北本市環境基本条例は、環境の保全及び創造についての市・市民・事業者・民間団体の責務を下図のように定めています。

■市・市民・事業者・民間団体の責務



環境の保全と創造、環境負荷の低減に向けた取り組みなど、協働による環境づくりに向けて、市・市民・事業者・民間団体は、北本市環境基本条例が定める責務を踏まえ、それぞれの立場から次の役割を果たしていくことが必要です。

(1) 市の役割

① 公共事業実施における環境保全への取り組み

実施する公共事業は、自然環境の改変や廃棄物の排出、資源の消費などを伴う場合があり、環境へ少なからず影響を及ぼします。事業の実施にあたっては、環境への配慮を優先的に進めるとともに、事業の立案、計画段階から土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づいた配慮と環境影響を評価し、環境の保全と創造、環境負荷低減のための対策を行います。

② 市の率先行動の推進

環境マネジメントシステムに基づいて、市の施設や事業における電気・ガス・水道などの資源・エネルギーの利用実態を把握し、環境負荷の低減に向けた方針と目標、対策を定め、公表し、その達成に向けた取り組みを率先して実行していきます。また、市職員のモラルの向上を図っていきます。

③ 環境情報の提供と情報交換

環境の現状を調査し、市民・事業者・民間団体が環境問題を正しく理解し、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取り組みを自主的に行えるよう必要な情報を公開・提供します。また、市民・事業者・民間団体からの情報や意見を収集・整理し、市が行う環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取り組みに役立てます。

④ 市民・事業者・民間団体に対する普及・啓発活動

市民・事業者・民間団体が環境問題に関心を持ち、自らの問題であるとしてとらえることができるよう環境教育・環境学習を進め、自然観察会や緑化活動、環境美化活動などによる環境意識の普及・啓発を進めていきます。また、環境問題解決に向けて行動するための具体的な環境配慮情報（行動指針）の提供を進め、それぞれの立場から環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取り組みができるよう支援を進めます。

⑤ 参加と合意形成の場づくり

市民や事業者が、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取り組みに自主的に参加・交流できる機会づくりを進め、市・市民・事業者・民間団体が公平な役割分担の下、協力しあって行うために、お互いに話し合う場を設けます。

⑥ 事業者の環境配慮の促進

事業者に対して、環境の保全と創造、環境負荷の低減などに配慮した事業活動に向け、関連する法律・条例の周知など情報提供や環境配慮の取り組みを支援します。

また、土地利用及び開発等に際しては、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づき、計画段階からの環境配慮と対策を促進します。

(2) 市民の役割

① 日常生活における環境への配慮

日常生活が環境に影響を及ぼしていることを認識し、環境に及ぼす影響をできるだけ少なくするためには日常生活の上でどのような点に気を付ければよいか考え、身近なところから自主的・積極的に取り組みます。

② 環境意識の向上

市や民間団体等が公開・提供する情報を活用して、環境問題や環境の現状、取り組み状況についての知識や理解を深め、環境の保全と創造、環境負荷の低減のためにできることから実践します。

③ 環境教育・環境学習への積極的な参加

市や民間団体等が開催する自然観察会などの環境教育・環境学習に積極的に参加します。

④ 環境保全活動への積極的な参加

雑木林の管理やごみの減量など、民間団体等が環境の保全と創造、環境負荷の低減のために行うボランティア活動などに積極的に参加・協力します。

⑤ 普及・啓発活動への積極的な参加

緑化活動や環境美化活動など、市や民間団体等が環境の保全と創造、環境負荷の低減のために実施する普及・啓発活動などに積極的に参加・協力します。

(3) 事業者の役割

① 事業活動における環境への配慮

事業活動が環境に影響を及ぼしていることを認識し、環境に及ぼす影響をできるだけ少なくするために、事業活動の上でどのような点に気を付ければよいか考え、自主的・積極的に実行します。あわせて、企業の社会的貢献の一環として、地域や民間団体が行う環境保全活動や普及啓発活動へ積極的に参加します。

また、環境マネジメントシステムなどの導入と推進・実行を図り、環境の保全と創造、環境負荷の低減に努めます。土地利用及び開発等に際しては、関連法令の周知に努めるとともに、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づき、計画段階からの環境配慮を進め、建設や施設利用・操業時での環境負荷の低減に努めるとともに、地域の自然に配慮した緑化対策など自然環境の保全・再生・創出に努めます。

② 環境意識の向上

市や民間団体が公開・提供する情報を活用し、環境問題や環境の現状、取り組み状況などについて理解を深め、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための行動にいかします。

③ 環境教育・環境学習への積極的な参加

環境保全研修などの環境教育や環境学習に積極的に参加します。また、従業員の環境意識の教育や環境学習を進め、環境意識の向上に努めます。

④ 環境保全活動への積極的な参加

雑木林の管理やごみの減量など、民間団体等が環境の保全と創造、環境負荷の低減のために行う活動に積極的に参加・協力します。

⑤ 普及・啓発活動への積極的な参加

緑化活動・環境美化活動など、市や民間団体等が環境の保全と創造、環境負荷の低減のために実施する活動などに積極的に参加・協力します。

(4) 民間団体の役割

① 環境情報の提供と情報交換

民間団体は、環境に関する調査結果や情報、団体の取り組み・活動状況、環境の保全と創造、環境負荷の低減に向けた知見など、市に対して情報提供や提言を行います。

② 環境の保全と創造、環境負荷の低減などのための活動の推進

雑木林の維持管理やごみの減量・リサイクル活動をはじめ、緑化活動・環境美化活動、ナショナルトラスト活動など、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための活動を進めます。

③ 市・市民・事業者に対する普及・啓発活動

市・市民・事業者に対して、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取り組みや催しなどの普及・啓発活動を行います。また、市・市民・事業者・民間団体がそれぞれの立場から環境の保全と創造、環境負荷の低減などのための取り組みができるよう、積極的に市に提言を行います。

④ 市民参加の場づくり

市民が環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取り組みに自主的に参加できる機会を企画・開催するほか、市が開催する催しなどに参加・協力します。

3 計画の推進・進行管理に向けて

(1) 計画の推進に向けて

環境基本計画の推進及び進行管理にあたっては、北本市環境基本条例が定める環境の保全及び創造に関する施策を進めていくための事項に基づいて、次のような推進方策を講じます。

① 財政措置・助成措置

環境基本計画に掲げる施策を進めていくため、必要な財政措置を図るものとします。また、市民・事業者・民間団体による環境に配慮した措置に対しては、必要で適正な助成措置を行うための制度の導入を検討していきます。

② 環境調整会議

環境基本計画に掲げる施策の組織的かつ実効的な推進を図るため、庁内の横断的組織として副市長及び部長職で構成する北本市環境調整会議を組織し、環境施策について次の事項の総合調整を行います。

- ・環境基本計画の策定及び変更
- ・環境の保全及び創造に関する施策

③ 環境審議会

環境基本計画の適切な進行管理に向けて、「年次報告書」を作成し、毎年これを公表するとともに、環境審議会の意見を聴きます。

④ 国・県との協力

地球環境問題をはじめとする広域的な取り組みが必要とされる施策に対しては、国・県と連携・協議して施策の推進を図っていきます。

⑤ 他の地方公共団体との協力

近隣の地方公共団体と共通する課題や地球環境問題など、広域的な取り組みが必要とされる施策に対しては、近隣の地方公共団体と協力して取り組みを進めていきます。

⑥ 協働による重点施策の展開

雑木林の保全・整備・管理、地球温暖化対策などの重点施策の推進と実現にあたっては、市の取り組みだけでは、財政的・人材的にも困難です。このため、重点施策の検討・立案・実施にあたっては、市民・事業者・民間団体と相互に協力し合い、幅広い人々との連携と協力を得ながら進めていくことが必要です。

こうした連携と協働による環境保全の取り組みを進めていくため、市民・事業者・民間団体からなる「(仮称) きたもと環境ネット」づくりを進めます。

⑦ 市職員を対象とした環境研修の実施

市職員は、市民等との協働による取り組みを効率的に推進していく上での重要な役割を果たします。そのため、市職員を対象とした環境研修を定期的を開催し、環境保全意識の高揚と協働の取り組みを進めていきます。

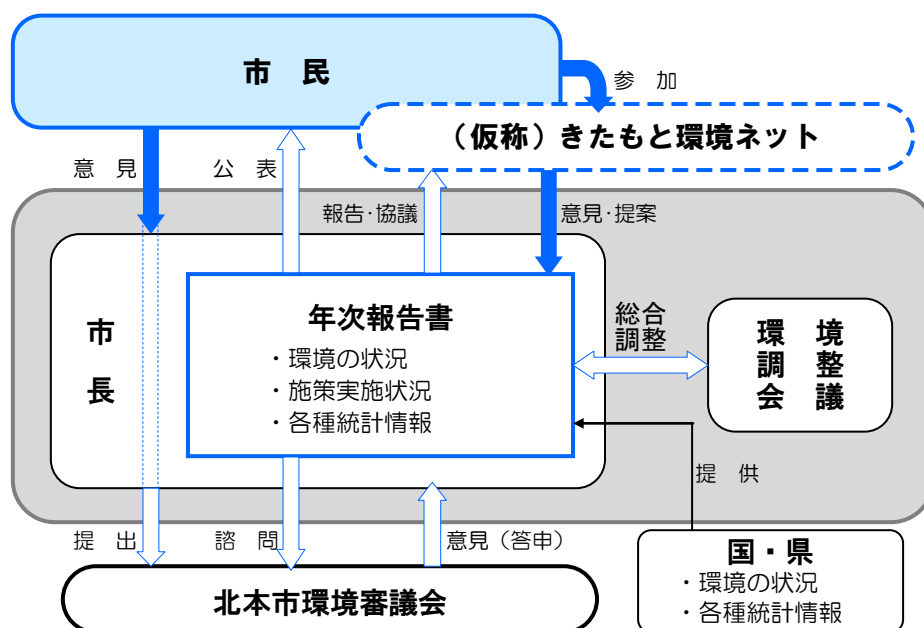
⑧ 土地利用・開発事業等における環境配慮の促進と環境配慮情報の充実・提供

土地利用に係る開発や整備等の事業の立案・計画段階からの自主的な環境配慮と事前調整のためのしくみや制度・体制づくりに努め、より適切で効果的な環境利用を進めていきます。

(2) 進行管理の方法

環境基本計画に掲げた目標を実現するため、目標の達成や施策の実施状況など計画の進捗状況を定期的に把握・評価し、必要に応じて事業等を見直していくなど、進行管理が大切です。

進行管理は、年次報告書の作成・公表により行います（下図参照）。本計画に示された目標などについての環境情報の収集・調査・観測・監視を行い、その結果を環境施策の実施状況とともに年次報告として公表し、北本市環境審議会の意見を聴き、環境調整会議において必要な総合調整を行います。



4 計画の構成

本計画は、望ましい環境像及び3つの長期的な目標の実現に向けて、重点的に取り組んでいく必要がある取り組みを「協働プロジェクト」として位置づけ、取り組みや各主体の行動の方向などを示し、市・市民・事業者・民間団体が協働して取り組んでいくことにしています。

市の事務事業や市が基本的に取り組んでいく必要がある施策については、基本施策として位置づけ、その具体的な内容や事業を本計画の『推進編・情報編』として別途整理し、情報の共有化を図っていきます。また、市民・事業者・民間団体の具体的な取り組み（環境配慮指針）についても、本計画の『推進編・情報編』に整理し、情報の提供を進めていきます。

このため、本計画の構成は、次のようになっています。

■第二次北本市環境基本計画の構成

第二次北本市環境基本計画 本編 計画への理解と普及	序編 私たちが暮らす北本の環境は	
	第1章 環境基本計画がなぜ必要なのか	
	第2章 環境問題や環境づくりへの市民の考え	※環境意識調査結果による方向等
	第3章 北本市の環境の状況や環境保全の取り組み	※これまでの市の取り組み等
	計画編 北本市環境基本計画	
	第1章 北本市環境基本計画が果たす役割	
	1 環境基本計画の役割	※計画の役割 ※計画の基本的事項等
	2 協働の環境づくりに向けて	
	3 計画の推進・進行管理に向けて	
	4 計画の構成	※本編と推進編・情報編の内容
	第2章 計画がめざしていく環境の姿	
	1 『望ましい環境像』の実現に向けて	※本計画でめざしていくもの
	2 環境像実現に向けた目標と重点取り組み	
	第3章 計画で進めていくこと	
	1 環境づくりに向けた取り組み（取り組みの体系）	※計画が進める取り組みの全体像
	2 重点的取り組み（協働プロジェクト）の展開	※プロジェクト別の内容と取り組みの方向
	協働プロジェクトⅠ～Ⅳ	
	第4章 北本市の取り組み	
	資料編	
	1 環境基本条例 2 計画策定の経過、諮問・答申 3 用語の解説	



推進編 情報編 計画推進 情報	北本市の環境の現状と課題	
	1 環境意識調査結果	※情報提供及び発信
	2 環境の現状等	
	環境配慮・環境保全行動の推進	
	1 環境配慮指針	※情報提供及び発信
	2 土地利用・開発事業等環境配慮指針	
	北本市の取り組み・計画の進行管理	
	1 北本市が進める施策の展開（実施計画等）	※PDCAによる評価と見直しへの柔軟な対応、情報発信
2 年次報告書		